

## [会計監査人の監査について]

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、信用金庫法の規定に基づき、北光監査法人の監査を受けております。

### 独立監査人の監査報告書

平成19年5月24日

花巻信用金庫  
理事會御中

北光監査法人

代表社員 公認会計士 遠藤 明哲  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 佐々木 政徳  
業務執行社員

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、花巻信用金庫の平成18年4月1日から平成19年3月31までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監査報告書

私たち監査は、平成18年4月1日から平成19年3月31までの第59期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 業務報告等の監査結果

- 一 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 北光監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月31日

花巻信用金庫  
常勤監事 山里 宇  
監事 佐々木睦郎  
監事 濑川勝之

(注) 監事佐々木睦郎は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

平成18年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成19年6月28日

花巻信用金庫

理事長 五内川 信吾